



みなみ魚沼

南魚沼市民憲章
[平成19年4月1日制定]

- わたしたち南魚沼市民は、人間を大切にします。
- わたしたち南魚沼市民は、自然を大切にします。
- わたしたち南魚沼市民は、ものづくりを大切にします。

2020 10.15 No.192
(令和2年)

問 問合せ 申 申込み 日 日時 会 会場 期 期間 時 時間
 対 対象 資 資格 定 定員 費 費用 大 締切 内 内容
 講 講師 持 持ち物 他 その他 F ファックス M メール

救急医療情報キットを配布しています

福祉課 高齢福祉係
☎77316667

「救急医療情報キット」は、緊急時に必要な医療情報を、冷蔵庫に保管しておくものです。救急車を呼んだ時などにかかりつけ医や服薬情報がすぐにわかるため、迅速な救急活動に役立ちます。

キットは無料で、次のとおり配布します。

①世帯員がすべて65歳以上で、キットが未配布の人には、11月～令和3年3月に民生委員・児童委員が配布します。

②次のいずれかに該当し、配布を希望する人は、お問い合わせください。

- ・日中に65歳以上の人が1人だけ在宅となる世帯で、認知症であるか、心臓疾患・脳血管障害の既往歴がある
 - ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持ち、一人暮らしか、他の世帯員がすべて65歳以上
- 配布後に、医療情報などに

変更があった場合は、民生委員・児童委員などの訪問時にお知らせください。

災害が起きたときは、キットを持って避難してください。

新生児を対象に定額給付金を支給します

子育て支援課
☎77316822

国が支給する特別定額給付金の対象とならなかった令和2年4月28日以降に生まれた子どもを対象に、コロナ禍でも元気に育ってほしいという願いを込めて、「元気に育て特別給付金」を給付します。

【対】すべてに該当

・令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれ、出生から本給付金の申請時まで継続して市内に住民登録をしている子ども

・父か母が4月27日から本給付金申請時まで、継続して市内に住民登録をしている

支給額 1人10万円

【申】給付を受けるためには申請が必要です。対象になると思われる子どもの父か母には、10月末に市から申請書

を送付します。

高齢者や要配慮世帯の住宅除雪援助事業

福祉課 高齢福祉係
☎77316667

住宅屋根の除雪を自力で行うことが困難な高齢者や障がい者などの世帯を対象に、除雪費を援助します。

【対】65歳以上の高齢者のみの世帯、世帯主が身体障害者手帳（1級～4級）の交付を受けている世帯、配偶者のいない女性と中学生以下の子どもだけの世帯

対象とならない世帯

・生活保護を受けている（生活保護費で対応）

・市・県民税（所得割）の課税世帯

・親族などから除雪作業への直接的な労力の支援、それに代わる金銭的な支援を受けることができる世帯（1親等の親族が近隣に居住している場合は制限あり）

・世帯員のいずれかが、市・県民税などで市内に居住する人の扶養となっている

・3か月以上対象住宅を不在とする（1か月を超えて不在とする場合は制限あり）

対象となる除雪作業

実際に居住している住宅の人力による屋根雪の除雪作業（合計24時間以内）

※雪下ろしのできるアングル
の設置された金属屋根や瓦
屋根などが対象。自然落雪
式や融雪式は原則対象外

利用者負担 400円/時間

※別途費用がかかる場合あり

【申】作業前に、地域の民生委員・児童委員を通じて、福祉課に申請書をご提出ください。

令和元年度に本事業を利用した人は、民生委員・児童委員が訪問調査を実施します。

【他】作業後に除雪内容が確認できる写真をご提出ください。

本紙に掲載している各種イベントなどは新型「コロナウイルス」の影響で、中止や延期、内容が変更となる場合があります。最新の情報は、各主催者にお問い合わせください。